

徳山動物園リニューアル第1工区建築施設等実施設計業務委託に係る

公募型プロポーザル

# プロポーザル実施説明書

平成23年12月

山口県 周南市

# 徳山動物園リニューアル第1工区建築施設等実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル

## 実 施 説 明 書

### 1. はじめに

本業務は、周南市徳山動物園のリニューアル整備にあたり、過年度設計の「地質調査」、「徳山動物園リニューアル基本設計」及び「徳山動物園リニューアル第1工区造園・土木実施設計」を踏まえ、徳山動物園北ゾーン(約2ha)の建築施設等の**実施設計(業務内容 1)**及び**展示実施設計(業務内容 2)**の策定を行うものである。

なお、業務の実施にあたっては、これらの計画を踏まえつつ、総合公園及び広域避難地としての機能の確保に加え、動物園としての機能の拡充が求められ、様々な角度から検討を要することや、高度な専門的技術が要求されるものと考えられる。

このことから本業務の調査・検討すべき項目を明確にしたうえで、実施方針や手法(技術提案)についても受託者の選定にあたり評価していくべきと考える。

よって、上記により、プロポーザル方式で選定された者と、地方自治法施行令第167条第2項により随意契約をしようとするものである。

### 2. 業務の概要

1) **業務名** 徳山動物園リニューアル第1工区建築施設等実施設計業務委託

2) **プロポーザルの方式** 公募型プロポーザル方式

#### 3) 業務内容

参考仕様(主催者が設定する最低限の仕様を参考として示すもの)を別添として示す。  
(この参考仕様は業務の概要や流れ、委託者が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。)

4) **委託場所** 徳山動物園(北ゾーン事業認可区域内約1.4ha)

5) **委託期間** 契約の日から平成24年3月30日まで

#### 6) 主催及び事務局

主 催 山口県周南市

事務局 周南市 商工観光部 動物園、都市整備部公園花とみどり課

〒745-0864 山口県周南市大字徳山5846

電 話 番 号 0834-22-8640(動物園)

0834-22-8402(公園花とみどり課)

電 子 メ ー ル koen@city.shunan.lg.jp

## 7) 業務の規模

1億7百65万円程度である。(この金額は見積合わせ時の予定価格となるものではない。また、消費税を含む額である。)

## 3. 参加資格要件

- 1) プロポーザルの参加形態は、この業務を目的とする設計共同企業体(共同履行方式)によるもの。以下「共同企業体」という。)とする。
- 2) プロポーザルに参加できる共同企業体は、次に掲げる ~ までの要件を満たしているものとする。

以下の要件を満たしているものにより構成される共同企業体で、構成員の数は2者とし、構成員のうち1者は、周南市の市内業者または準市内業者であることを条件とする。なお、共同企業体の代表構成員以外の出資比率は30%以上とする。

- ア・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- イ・建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第23条の3に規定する一級建築士事務所の登録を有すること。
- ウ・管理技術者及び照査技術者は、法第5条第1項に規定する一級建築士をそれぞれ配置すること。
- エ・参加表明書提出時点において、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は、第644号の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定の基づく再生手続きの申し立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- オ・参加表明書の提出日時点で、業務委託において周南市指名競争入札参加資格を有する者。
- カ・参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- キ・企業において、平成18年4月1日以降に完了した本業務実績を1件以上また、本業務と同様とする業務の定義については、以下のとおりとする。

### 【本業務と同様とする業務】

- ・日本動物園水族館協会加盟の動物園(水族館を含まない)の動物舎(1施設200㎡以上)の建築実施設計策定業務。

### 【本業務と類似する業務】

- ・日本動物園水族館協会加盟の動物園(水族館を含む)の動物舎等(施設1,000㎡以上)の建築実施設計策定業務。

## 9) 成果品

受託者は業務が完了したときは、設計図書に示す成果品（照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- (1) リニューアル建築物等実施設計報告書（A4判・黒表紙金文字製本）  
基幹事業対象部分、効果促進事業対象部分 各3部、全体報告書1部
- (2) リニューアル建築物等実施設計積算報告書（A4版縦）  
基幹事業対象部分、効果促進事業対象部分 各3部、全体報告書1部
- (3) リニューアル建築物等実施設計概要書（A3版）  
基幹事業対象部分、効果促進事業対象部分 各5部、全体報告書1部
- (4) リニューアル展示実施設計報告書（A4版縦）3部
- (5) リニューアル展示実施設計積算書（A4版）3部
- (6) 実施設計 北ゾーン建築施設 イメージパース図（5枚、3部）
- (7) 展示設計 展示イメージ図 5枚、3部
- (8) 電子データ 1式「築実施設計（全体、基幹、効果促進）展示実施設計」  
・ その他委託者が必要と認めるもの

## 4. 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出方法等

### 1) 参加表明書

提出書類の作成方法の詳細は、参加表明書（様式-1）による。

### 2) 技術提案書

提出書類の内容及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書	様式-1（参加表明書）	1部
	様式-2（設計共同企業体協定書）	
	様式-3（委任状）	
技術提案書 （共通）	様式-4（企業体の事業実績1：同種類似業務）	ホチキス留め 9部 クリップ留め 1部 計10部
	様式-5（企業体の事業実績2）	
	様式-6（企業体の事業実績3：基本計画・設計）	
	様式-7（予定管理技術者の業務実績）	
	様式-8（配置予定技術者の業務実績）	
	様式-9（動物園設計に関する受賞暦）	
	様式-10（技術提案：設計方針、体制、協議方針）	
	様式-11（技術提案：コスト、ランドスケープ等）	
	様式-12（質問書）	本プロポーザル実施要領の内容に疑義がある場合

	参考見積書 様式は自由 参考資料 (技術資格を証する資料) (技術者の業務実績を証する資料) (入札参加資格登録書の写し) (提出企業パンフレット) (受賞歴を証明するもの)	1部
--	---	----

提出書類の作成方法の詳細については、技術提案書作成要領(別添 )による。

### 3) 提出方法

- 提出期限 平成24年1月13日(金)午後5時まで  
 (土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)
- 提出先 本説明書2.6)に定める主催事務局へ提出すること
- 提出方法 持参あるいは郵送(いずれの方法でも提出期限必着のこと)
- 特記事項 技術提案書の提出要請時に、追加資料等の提出等を求めることがある。

## 5. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

### 1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び技術提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問や、参考仕様や提案内容に係る質問は一切受け付けない。

### 2) 技術提案書に係る質問

- 様式 様式-11(質問書)による。
- 提出先 本説明書2.6)に定める主催者及び事務局へ提出すること。
- 提出方法 持参、郵送、電子メールによる。(いずれの方法も受付期間内必着のこと。)
- 受付期間  
 平成23年12月19日(月)午前8時30分から  
 平成24年1月13日(金)午後5時まで  
 持参による受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 質問に対する回答の方法  
 質問に対する回答は、質問を主催者が受理した日から3日(休日、12月28日から1月4日の期間を含まない。)以内の質問者のみに対して、電子メールにより行う。

## 6. 技術提案書の評価及び審査の実施方法

### 1) 選定委員会

技術提案等の審査、評価及び最も優れた技術提案書の選定等は、「徳山動物園リニューアル第1工区建築施設等実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。

## 2) 審査及び評価の流れ

### ヒアリングの実施

技術提案書受付終了後、ヒアリングを実施する。ヒアリングは平成24年1月下旬を予定しており、日程及び実施内容については別途通知するものとする。

### 審査結果の通知

審査において、最も優れた技術提案書として選定された技術提案書の提出者に対し、「特定通知書」によりその旨を通知する。

最も優れた技術提案書として選定されなかった技術提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

## 3) 評価及び審査結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表するものとする。

## 4) 審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、次表に掲げるとおりとする。

評価対象		評価項目		
予定技術者の技術力と業務実施体制	企業体の技術者の保有資格者数	一級建築士の資格保有者数（参加資格要件）		
	企業体の業務実績1	同種(200 m <sup>2</sup> 以上)・類似(1,000 m <sup>2</sup> 以上の)業務実績（参加要件）		
	企業体の業務実績2	動物園の動物舎の建築実施設計(500 m <sup>2</sup> 以上)・水族館の動物舎等の建築実施設計(1,000 m <sup>2</sup> 以上)の業務実績		
	企業体の業務実績3	動物園（1 ha 以上）の基本計画または基本設計策定業務		
	配置予定管理技術者（一級建築士が条件）	資格要件	保有する資格の確認（一級建築士）	
		専門技術力	当該部門従事期間 同様あるいは類似する業務の実績	
	配置予定技術者	専門技術力	当該部門従事期間 同様あるいは類似する業務の実績	
会社の受賞歴	設計力	動物園設計等に関する公的機関の受賞歴		
技術提案の内容		設計方針、問題提起、組織体制、協議方針		
		整備コスト、維持管理コスト縮減のための実施設計方針		
		実施設計におけるトータルランドスケープの考え、工夫		
		動物へのエンリッチメントに対する実施設計方針		
		環境負荷の低減及び新エネルギー導入における実施設計方針		

参考見積書の内容については、個別の評価項目として数値化しない。

## 7. 非特定理由の説明に関する事項

### 1) 非特定理由の説明請求

本説明書 6. 2) の定めにより「非特定通知書」による通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができる。

## 2) 非特定理由の説明請求に対する回答

非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面により行う。

## 3) 非特定理由の説明請求の提出方法等

提出先 技術提案書の提出先と同じ。  
提出方法 技術提案書の提出方法と同じ。  
受付期間 説明を求めることができる期間内の  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 8. 業務委託契約に関する事項

### 1) 見積徴取の相手先としての特定

周南市は、選定委員会が選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき

最優秀者が、周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき

最優秀者が、特定後に本説明書9に掲げる失格条項に該当して失格となったとき

最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

### 2) 委託契約金額

委託契約金額は、周南市の定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

### 3) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、最優秀者の技術提案書等に記載された内容を尊重し、周南市において定める。

本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

技術提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### 4) 契約内容等

本業務の委託契約は、周南市契約事務規則及び周南市業務委託契約約款によるものとする。

## 5) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書9に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

## 9. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

技術提案書等が提出期限までに提出されない場合

提出書類に虚偽の記載があった場合

本説明書2.に定める参加要件を満たしていないもしくは満たすことができなくなった場合

その他本説明書の定め反した場合

本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があった場合

## 10. その他

### 1) 本プロポーザルの実施スケジュール(予定)

実施内容	実施期間(平成23年)
プロポーザル参加者及び技術提案書の募集	12月19日(月)～1月13日(金)午後5時まで
質問受付	12月21日(水)～1月11日(水)午後5時まで
ヒアリング	1月中旬～1月下旬
審査結果の通知	1月下旬～2月上旬
契約締結	1月下旬～2月上旬

### 2) 本件に係る費用負担

技術提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

### 3) 書類提出にあたっての留意事項

提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、主催者はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用や、ファクスや電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じられたい。

提出された参加表明書及び技術提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び技術提案書の訂正及び改変はできないものとする。

理由を問わず、参加表明書及び技術提案書の提出期限の延長は行わない。

#### 4) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 5) 無効となる参加表明書あるいは技術提案書

提出された参加表明書あるいは技術提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定めに適合しないもの

作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

記載すべき事項の全部はたは一部が記載されていないもの

記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）

虚偽の内容が記載されているもの

#### 6) 措置事項

参加表明書及び技術提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

#### 7) 技術提案書等の取り扱い

提出された参加表明書及び技術提案書等は、返却しない。

提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、主催者は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存等を行う。

特定された技術提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び選定結果についての主催者の説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

#### 8) 追加資料

配置予定技術者の所有資格や業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

#### 9) 図書の間覧

既存計画等は、事前に連絡を受けた場合において事務局で閲覧可能とする。

#### 11. 添付資料

- 1) 提出書類の様式（別添 ）
- 2) 参考仕様書（別添 ）
- 3) 技術提案書作成要領（別添 ）